第九条第一項中「航空幕僚長」を「航空宇宙幕僚長」に、「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改める。

第九条の二中「航空幕僚長」を「航空宇宙幕僚長」に改める。

第三章第三節の節名中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改める。

第二十条第一項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改め、「航空総隊」の下に「、宇宙作戦集団」を加え、「航空教育集団、航空開発実験集団」を「航空宇宙教育集団」に改め、同条中第七項を削り、第六項を第七項とし、同条第五項中「航空教育集団は、航空教育集団司令部」を「航空宇宙教育集団は、航空宇宙教育集団司令部」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　宇宙作戦集団は、宇宙作戦集団司令部及び宇宙作戦団その他の直轄部隊から成る。

第二十条の五を削る。

第二十条の四の見出しを「（航空宇宙教育集団司令官）」に改め、同条中「航空教育集団の」を「航空宇宙教育集団の」に、「航空教育集団司令官」を「航空宇宙教育集団司令官」に改め、同条を第二十条の五とし、第二十条の三を第二十条の四とし、第二十条の二の次に次の一条を加える。

（宇宙作戦集団司令官）

第二十条の三　宇宙作戦集団の長は、宇宙作戦集団司令官とする。

2　宇宙作戦集団司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、宇宙作戦集団の隊務を統括する。

第二十条の七第二項中「航空教育集団に」を「航空宇宙教育集団に」に、「航空教育集団司令官」を「航空宇宙教育集団司令官」に改める。

第二十条の八中「航空総隊」の下に「、宇宙作戦集団」を加え、「航空教育集団、航空開発実験集団」を「航空宇宙教育集団」に改める。

第二十一条第一項中「航空総隊、」の下に「宇宙作戦集団、」を加え、「航空教育集団、航空開発実験集団」を「航空宇宙教育集団」に改め、「航空総隊司令部、」の下に「宇宙作戦集団司令部、」を加え、「航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部」を「航空宇宙教育集団司令部」に改める。

第二十一条の二第一項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改め、同条第二項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改め、「航空総隊」の下に「、宇宙作戦集団」を加え、「、航空教育集団及び航空開発実験集団」を「及び航空宇宙教育集団」に改める。

第二十二条第三項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改める。

第二十四条第一項、第三項及び第四項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改め、同条第五項中「、第三項及び第四項」を「及び前二項」に、「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改める。

第二十五条第一項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改め、同条第八項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に、「航空教育集団司令官」を「航空宇宙教育集団司令官」に改める。

第三十二条第三項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改める。

第六十五条の二第二項第一号中「航空幕僚監部」を「航空宇宙幕僚監部」に、「航空自衛隊を「航空宇宙自衛隊」に、「に係る」を「又は次のイ若しくはハに該当する隊員であつた者に係る」に改める。

第六十五条の十の見出しを「（就職の援助）」に改め、同条第一項中「防衛大臣は」の下に「、防衛省令で定めるところにより」を、「援助」の下に「及び第六十五条の二第二項第一号イ又はハに該当する隊員であつた者の離職後その年齢が六十五年に達するまでの間の就職の援助」を加える。

第九十六条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「航空幕僚監部」を「航空宇宙幕僚監部」に改める。

別表第一中「

第十五旅団
第十五旅団司令部

」を「

第十五師団
第十五師団司令部

」に改める。

別表第三中

「

航空支援集団	東京都
航空支援集団司令部	浜松市
航空教育集団	航空支援集団
航空教育集団司令部	航空宇宙教育集団
航空開発実験集団	
航空開発実験集団司令部	
東京都	

」を「

宇宙作戦集団	
航空支援集団司令部	東京都
航空支援集団	浜松市
航空宇宙教育集団	
航空宇宙教育集団司令部	浜松市

」に改める。

（国家行政組織法の一部改正）

第三条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第三防衛省の項中「一人」を「二人」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第四条　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に、「航空自衛官」を「航空宇宙自衛官」に改める。

第二十七条の二中「自衛官を除く。」の下に「次項、」を加え、「第二十七条の八第一項第一号」を「第二十七条の八第一項」に改め、「引き続いた」及び「（同条から第二十七条の十まで、第二十七条の十二及び第二十七条の十三において単に「在職期間」という。）」を削り、同条第一号中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の在職期間は、自衛官となつた日から自衛官を退職した日までの期間（当該期間が二以上あるときは、これらの期間を合算した期間）とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、初めて自衛官となつた日から当該各号に定める日（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める日のうち最も遅い日）までの期間（自衛官であつた期間に限る。）を除く。

一　在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられ、自衛隊法第三十八条第二項の規定により失職した場合　その失職した日

二　在職期間中の行為に関し自衛隊法第四十六条の規定による免職の処分を受けた場合　その処分を受けた日

第二十七条の三第二項中「一・七一四」を「二・五七一」に、「四・二八六」を「六・四二九」に改め、同条第三項中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に改める。

第二十七条の四第一項中「六」を「九」に、「一・七一四」を「二・五七一」に改める。

第二十七条の八第一項第二号中「在職期間」の下に「（自衛官となつた日から自衛官を退職した日までの期間（第二十七条の二第二項ただし書に規定する期間を除く。）をいう。以下この条から第二十七条の十まで、第二十七条の十二及び第二十七条の十三において同じ。）」を加える。

第三十条中「第二十七条の二」を「第二十七条の二第一項」に改める。

附則第十二項中「第二十七条の二第一号及び」を「第二十七条の二第一項第一号及び」に改め、同項の表第二十七条の二第一号の項中「第二十七条の二第一号」を「第二十七条の二第一項第一号」に改め、同表第二十七条の三第二項の項中「一・七一四」を「二・五七一」に、「一・三八」を「一・八四」に、「四・二八六」を「六・四二九」に、「二・〇七」を「二・七六」に改め、同表第二十七条の四第一項の項中「六」を「九」に、「三・四五」を「四・六」に、「一・七一四」を「二・五七一」に、「一・三八」を「一・八四」に改める。

附則第十三項中「第二十七条の二第一号、」を「第二十七条の二第一項第一号、」に改め、同項の表第二十七条の二第一号の項中「第二十七条の二第一号」を「第二十七条の二第一項第一号」に改め、同表第二十七条の三第二項の項中「一・七一四」を「二・五七一」に、「一・三八」を「一・八四」に、「四・二八六」を「六・四二九」に、「二・〇七」を「二・七六」に改め、同表第二十七条の四第一項の項中「六」を「九」に、「三・四五」を「四・六」に、「一・七一四」を「二・五七一」に、「一・三八」を「一・八四」に改める。